

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの目的は経営の効率性の向上と健全性の維持にあり、これらを達成するための経営の透明性の確保が重要であるとの認識のもと、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営を実現するコーポレートガバナンスの構築に努めています。

これまで、当社では、監査役体制の強化と機能の充実、取締役会規模の適正化、会長・社長の任期制限、執行役員制の導入、社外アドバイザーの起用などにより、コーポレートガバナンスの強化・充実を図ってきました。

また、当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方について、「住友商事コーポレートガバナンス原則」としてまとめ、当社ホームページに公表しています。

([www.sumitomocorp.co.jp/company/governance/index.shtml](http://www.sumitomocorp.co.jp/company/governance/index.shtml))

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	80,383,300	6.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	79,331,500	6.34
LIBERTY PROGRAMMING JAPAN INC	45,652,000	3.65
三井住友海上火災保険株式会社	33,227,840	2.66
住友生命保険相互会社	30,855,091	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	29,545,200	2.36
住友金属工業株式会社	19,291,210	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	18,119,800	1.45
日本生命保険相互会社	16,532,267	1.32
第一生命保険株式会社	15,889,822	1.27

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	300社以上

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、上場子会社として、「住商情報システム」(東証第一部)、「新光製糖」(JASDAQ)、「セブン工業」(東証第二部)を有しております。

当社は、当該子会社の独立性を尊重するとともに、当社グループの「経営理念・行動指針」を制定し、グループとして尊重すべき価値観の共有を図っています。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社は、監査役体制の一層の強化・充実によりコーポレートガバナンスの実効性を上げることが最も合理的であると考え、2002年改正商法により委員会等設置会社制度が導入された後も、監査役設置会社制度を継続することとしました。

この監査役設置会社制度のもと、外部の視点からのチェック体制の強化のため、2003年6月に社外監査役を1名増員しました。これにより、監査役5名のうち3名が社外監査役で、そのうち2名が検事総長、東京高等裁判所長官の経歴をもつ法律家、1名が会計の専門家と、多角的な視点からの監査体制となりました。また、監査役は、取締役会への出席に加え、すべての社内会議に出席でき、重要な会議には必ず参加して、監査に欠くことのできない十分な情報を入手できるようになっています。さらに、2003年4月以降、社外の有識者をアドバイザーとして起用しており、数名のアドバイザーに経営戦略や中長期的課題等について広く助言・提言を求め、経営に活かすこととしています。このように、当社では、社外の多角的な視点からの監査や社外アドバイザーからの意見・提言により、外部の視点を取り入れた経営体制としています。

また、当社は、住友の事業精神のもと、住友商事グループの「経営理念・行動指針」を制定し、法と規則の遵守等、当社グループとして尊重すべき価値観を共有すべく、役職員への徹底を図っています。さらに、「経営の健全性」の観点から、コンプライアンス委員会の設置及び「スピーク・アップ制度」の導入等、法と規則を遵守するための体制を整えています。また、経営者自身が高潔な倫理観をもって経営にあたることが大切であるとの観点から、取締役会長及び取締役社長の任期を原則としてそれぞれ最長6年とすることを「住友商事コーポレートガバナンス原則」において明記しています。

当社は、昨年、社外委員等からなるコーポレートガバナンス原則改定検討委員会を設置して、社外取締役の導入についても議論をしましたが、かかる現在の経営体制が、現時点では、コーポレートガバナンスの実効性という観点から最も合理的であると判断しました。しかしながら、社外取締役の選任については、コーポレートガバナンスの一層の強化・充実の観点から、今後も引き続き検討していきます。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図ると共に、会計監査人の監査講習会への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。

なお、2009年度の会計監査人に対する報酬等の額は、次のとおりです。

1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額……630百万円
2. 当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭  
その他財産上の利益の合計額(1.の金額を含む)……1,284百万円

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
原田明夫	弁護士				○				○	

藤沼亜起	公認会計士					○				○
仁田陸郎	弁護士					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
原田明夫	独立役員	検察官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見を有し、人格、識見のうえで当社監査役として最適任であり、多角的な視点からの監査を実施願うため選任しています。また、同監査役は、上場規程に規定する要件に該当せず、高い独立性を有するため、独立役員に選任しています。独立役員への選任にあたっては、監査役と協議のうえ選任しています。また、選任につき取締役会において報告しています。
藤沼亜起	独立役員	会計士としての長年の経験や財務・会計を含む幅広い知見を有し、人格、識見のうえで当社監査役として最適任であり、多角的な視点からの監査を実施願うため選任しています。また、同監査役は、上場規程に規定する要件に該当せず、高い独立性を有するため、独立役員に選任しています。独立役員への選任にあたっては、監査役と協議のうえ選任しています。また、選任につき取締役会において報告しています。
仁田陸郎	独立役員	裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見を有し、人格、識見のうえで当社監査役として最適任であり、多角的な視点からの監査を実施願うため選任しています。また、同監査役は、上場規程に規定する要件に該当せず、高い独立性を有するため、独立役員に選任しています。独立役員への選任にあたっては、監査役と協議のうえ選任しています。また、選任につき取締役会において報告しています。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役会のほか、取締役会、会長及び社長との意見交換会、決算・中間決算に関する会計監査人及びフィナンシャル・リソースズグループ長との打合せ、主幹者会議等重要な会議に出席します。また、常勤監査役から回付される書類を閲覧するほか、監査上必要とする書類を適宜閲覧し調査等を行います。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

- ・業績連動型の役員賞与制度を採用  
 毎年の業績目標(連結純利益)の目標達成度に応じて賞与原資を決定します。  
 個々人毎の支給額は、予算・組織目標の達成度といった定量面と、総合力の発揮/人材育成/環境への対応/将来への布石といった定性面の両面で評価を行った上で、決定します。
- ・ストックオプション制度  
 当社の経営責任を有する取締役・執行役員及び当社資格制度における経営職の士気を高め、当社の株価を意識した経営を実践することにより、一層の収益拡大と体質強化を目的として、ストックオプション制度を導入しています。
- ・株式報酬型ストックオプション制度  
 取締役及び執行役員の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を高めることを目的とし、退職慰労金制度を廃止すると同時に、株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

・ストックオプション制度

当社取締役、執行役員及び当社資格制度における理事

<発行実績>

・2006年度 付与個数	189個	(1個当たり普通株式1,000株、行使価額 1,624円/株)
・2007年度 付与個数	1,960個	(1個当たり普通株式100株、行使価額 2,415円/株)
・2008年度 付与個数	1,950個	(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,537円/株)
・2009年度 付与個数	1,950個	(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,062円/株)
・2010年度 付与個数	2,120個	(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,004円/株)

・株式報酬型ストックオプション制度

当社取締役及び執行役員

<発行実績>

・2006年度 付与個数	111個	(1個当たり普通株式1,000株、行使価額 1円/株)
・2007年度 付与個数	944個	(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
・2008年度 付与個数	1,430個	(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
・2009年度 付与個数	1,875個	(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
・2010年度 付与個数	2,172個	(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役・監査役毎に総額を開示。

有価証券報告書・事業報告をホームページに掲載し、報酬の総額を公衆の縦覧に供しています。

なお、2009年度の取締役の報酬等の総額は、取締役17名に対して1,408百万円です。その内訳は以下のとおりです。(注)

・例月報酬の額…722百万円

・第142期定時株主総会において決議された取締役賞与額…573百万円

・第8回新株予約権(2009年7月31日発行)を付与するにあたり、費用計上した額…15百万円

・第4回新株予約権(株式報酬型)(2009年7月31日発行)を付与するにあたり、費用計上した額…71百万円

・第3回新株予約権(株式報酬型)(2008年7月31日発行)を付与するにあたり、費用計上した額…27百万円

(注)上記は、2009年6月19日開催の第141期定時株主総会終結時をもって退任した取締役5名を含めて記載しています。

なお、当年度末現在の取締役の員数は、12名です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含む監査役の職務を補佐する専任組織として、監査役業務部を設置しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

【業務執行】

・当社では、業務執行の責任と権限の明確化のため、2003年4月に執行役員制を導入しました。この制度のもとで選任された執行役員30数名のうち、執行の責任者である事業部門長7名を含む11名の執行役員が取締役を兼任することで、取締役会での意思決定と業務執行とのギャップを防ぎ、効率的な経営体制となっています。

・重要な案件や経営上の重要事項の決定を担う取締役会において、2003年6月に取締役の人数を24名から半減させ、取締役会の規模の適正化を図り、現在12名となっています。これにより、取締役会は、従来にも増して、実質的で活発な議論と適切かつ迅速な意思決定が行える体制となっています。さらに、事業年度毎の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、2005年6月に取締役の任期を2年から1年に短縮しました。

・当社の経営に関する基本方針・重要事項について意見交換を行うため、社長の諮問機関として、会長、社長、事業部門長及びコーポレート部門担当役員からなる経営会議を設置し、原則毎週1回開催しています。さらに、重要な投融資等の個別案件については、複数のコーポレート部門の部長からなる投融資委員会で審議のうえ、社長が決裁します。

・当社では社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しています。また、各事業部門や国内・海外拠点にはコンプライアンス・リーダーを設置しています。これらの組織が中心となって、コンプライアンスを徹底させるとともに、コンプライアンスに対する意識を従業員に浸透させるための啓発活動などを行っています。コンプライアンス委員会では「コンプライアンスマニュアル」を全従業員に配布して、コンプライアンスに関連する問題を容易に理解できるようにしたほか、トップ自らがあらゆる機会に「コンプライアンスの優先」と「速やかな報告と迅速な対応の徹底」を繰り返し述べることで、社内でのコンプライアンスの徹底を図っています。

・また、コンプライアンスの観点から問題が生じた場合に、何らかの事情で通常の職制ラインでの報告・処理が困難である場合に備えて、問題に気がついた人が直接コンプライアンス委員会に情報連絡できる制度である「スピーク・アップ制度」を導入しています。

【監査・監督機能】

監査役は、監査役会で策定され、取締役会において報告された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする社内の重要な会議への出席や、業務・財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は河合利治、高橋勉、森俊哉の3名であり、全員あらず監査法人に所属しています。継続監査年数については、それぞれ7年以内です。また、会計監査業務の補助者は、公認会計士23名、その他29名です。

なお、「監査役と会計監査人の連携状況」、「監査役と内部監査部門の連携状況」及び「社外監査役のサポート体制」の記載もご参照ください。

【指名機能】

執行役員の選任については、原則、当社資格制度における「経営職」の中から選抜します。選抜にあたっては、各上司からの推薦に基づき、経営会議での審議を経て、取締役会にて決定します。また、取締役については、全執行役員の中から委嘱される業務内容により決定されます。具体的には、会長/社長に加え、各営業の事業部門長、コーポレートの各グループ長となります。当社は、取締役の資格として、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、その性別、国籍は問わないとしています。

【報酬決定機能】

・当社の取締役の報酬は、株主総会で決議を経た総枠の範囲内において取締役会にて決定します。

・取締役及び執行役員の報酬・賞与に関し、その決定プロセスにおける透明性と客観性を一層高めるため、2007年4月1日付で取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しました。この報酬委員会は、半数以上が社外委員で構成されており、必要に応じ開催され、取締役及び執行役員の報酬・賞与に関する検討を行い、その結果を取締役に答申することとなっています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前に招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を避けて、早期に株主総会を開催するようにしています。
電磁的方法による議決権の行使	2004年から、インターネットによる議決権行使ができるようにしています。(なお、2005年から携帯電話を用いたインターネットでも行使が可能となっています。)
その他	招集通知の英文版も作成し、常任代理人経由外国株主に送付しています。さらに、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家のために、十分に検討する時間を確保できるようにしています。また、招集通知(和文及び英文)をホームページに掲載しています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	国内の複数の都市にて、説明会を継続的に実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(四半期、年度末)後、タイムリーに国内のアナリスト、機関投資家向け説明会を継続して実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米を中心に機関投資家を訪問し、個別ミーティングを継続して実施しています。更に主要都市では機関投資家向けの説明会も開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、会社説明会資料、アニュアルレポート、環境レポート、株主総会の招集通知、事業報告など投資判断等に資する資料をタイムリーに掲載しています。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート・コーディネーショングループにインベスターリレーションズ部を設置し、様々なIRを企画・運営しています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、ステークホルダーの立場の尊重の方針について定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	住友商事グループの「経営理念」第一項に、「健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する」を掲げ、あらゆるステークホルダーに対する「豊かさと夢」の提供に取り組んでいます。具体的な環境保全、社会貢献活動の内容については、「社会と環境に関するレポート」をはじめ、当社ホームページ上で掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、ステークホルダーに対する積極的な情報開示と開示内容の充実をめぐる旨定めています。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新【会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針についての取締役会決議】

当社では、取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決議しています。

当社は、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、内部統制システムと総称する。）を以下のとおり構築し、実施する。なお、本決議に基づく内部統制システムは、当社において既に構築され、実施されているが、今後も、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致した優れたシステムの構築を図るものとする。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「住友商事グループの経営理念・行動指針」において法と規則の遵守を掲げるとともに、コンプライアンスの観点から特に遵守すべき重要事項を「コンプライアンス指針」として定める。
- ・法と規則の遵守を徹底する趣旨から、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得する。
- ・社内ルールに基づき、「コンプライアンス委員会」「コンプライアンス・リーダー」「スピーク・アップ制度」を設ける。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンス・マニュアルを作成し全役職員に配布するとともに、コンプライアンスの啓発・教育計画を決定し実施する。
- ・「コンプライアンス・リーダー」は、各事業部門や国内・海外拠点において、現場により近い立場で、コンプライアンスを徹底させるとともに、コンプライアンス啓発に関する活動を行う。
- ・「スピーク・アップ制度」により、役職員が直接、「コンプライアンス委員会」、監査役及び社外弁護士にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確保する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録を含む各種会議に関する重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、それぞれ関連する社内ルールにより適切に保存し管理する。
- ・社内ルールにより、情報の社外への漏洩等の防止のために必要な措置を講じる。
- ・監査役の実務がある場合は、職務の執行に関する重要な文書を適時閲覧に供する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ビジネスに伴う多様なリスクを、大きく二つのタイプのリスクに分類して管理する。第一のタイプは、市場リスク、投資リスク、信用リスクなどの「計測可能リスク」であり、「リスクアセットマネジメント」の考え方を採用して、リスクの総量管理とリスクに見合うリターン追求に努める。また、第二のタイプは、自然災害、事務処理ミス、不正行為などの「計測不能リスク」であり、全社横断的な対応策によるリスクの抑制を図る。
- ・コーポレート部門各部署は、それぞれの所管業務にかかわる社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行う。また、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図る。営業部門等のビジネス執行部署は、この全社レベルの枠組みの下で、個別案件の執行に必要なリスク管理を行う。
- ・「内部統制委員会」を設置し、連結ベースでの内部統制全般の統括的管理及び適時評価、並びに内部統制上の重要課題の特定と改善基本方針の立案・推進等を行う。また、同委員会において内部統制システムの整備及び金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を行う。
- ・社長の諮問機関として、「投融資委員会」を設置し、重要なルール・制度等及び重要な投融資案件の審議を行う。
- ・業務復旧プランを定め、災害時の危機に備える。
- ・全社業務モニタリングのための独立した組織として、社長直属の「内部監査部」を置き、当社及び国内・海外法人の各組織を監査の対象とする。内部監査の結果については、毎月社長に直接報告するとともに、取締役会にも定期的に報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。
- ・業務執行の責任と権限を明確にするとともに、取締役会の監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入する。
- ・取締役は、原則として全員代表取締役とし、取締役会長を除き全員執行役員を兼務する。
- ・事業部門制を採用し、取締役が事業部門長を務める。
- ・事業年度毎の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年とする。
- ・取締役会長及び取締役社長の在任期間は原則としてそれぞれ6年を超えないこととする。
- ・取締役会の諮問機関として、社外委員等で構成される「報酬委員会」を設置する。「報酬委員会」は、取締役・執行役員の報酬・賞与に関する検討を行い、その結果を取締役に答申する。
- ・社長の諮問機関として、「経営会議」や各種委員会を設置する。また、情報交換のための情報連絡会等各種会議体を設置する。
- ・目標設定として、中期経営計画の策定や予算編成を行う。また、事業部門長の業務執行の状況を把握し、将来の戦略策定に活かすため、業績管理制度を導入する。
- ・社内ルールにより、取締役会への要付議事項を明文化し、役職員の職責を明確にするとともに重要事項に関する決裁権限を明文化する。
- ・社外の有識者若干名をアドバイザーに起用し、経営戦略や中長期的課題等について広く助言・提言を求め、経営に活かすこととする。

#### 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「住友商事グループの経営理念・行動指針」を制定し、当社グループとして尊重すべき価値観の共有を図る。
- ・社内ルールにより、子会社等の「経営上の重要事項」に関する当社宛打合せ・報告事項について定める。また、取締役・監査役の派遣を通じて子会社等を管理する。
- ・子会社等における内部統制の構築・運用・評価・改善が適確に実施されるよう、支援を行う。
- ・社内ルールを制定し、当社が経営主体となる子会社等を内部監査の対象とする。
- ・子会社等においても、当該会社自身の「コンプライアンス委員会」の設置及び「スピーク・アップ制度」の導入など、当社と同様に法と規則を遵守するための体制を整えるよう指導する。
- ・月次ベースで連結子会社を含む連結業績を迅速・正確に把握し、きめ細かい業績管理を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役の実務を補佐する組織として「監査役業務部」を設置し、専任スタッフ若干名を置く。

#### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・「監査役業務部」所属員の人事評価については監査役会又は監査役会が指名する監査役が行う。また人事異動については監査役会又は監査役会が指名する監査役と事前協議を行い、同意を得るものとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、「経営会議」を含む全ての会議に出席できる。また、取締役会長・取締役社長及び監査役は、定期的に会合を行う。
- ・業務執行に関する重要な書類を監査役に回付するほか、必要に応じ、役職員が監査役への報告・説明を行う。

#### 9. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ・社外監査役は法律や会計等の専門家とし、多角的な視点からの監査を実施する。

- ・「内部監査部」は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
- ・監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図ると共に、会計監査人の監査講習会への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。
- ・監査役はその職務を適切に遂行するために、子会社の監査役等との情報連絡会を行うなど、子会社の監査役等との意思疎通及び情報の交換を図る。

【反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況】

当社は、『行動指針』の一つに「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、その実践のため全役職員に配布しているコンプライアンス・マニュアルにおいて、「反社会的勢力には屈服せず、これらの勢力とは断固として対決する」ことを基本方針として定め、周知徹底を図っています。

また、この基本方針のもと、反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり社内体制を整備しています。

- ・総務担当部署において、不当要求防止責任者を設置のうえ、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括するとともに、関係情報の収集・一元管理等を行っている。
- ・反社会的勢力対応マニュアルを整備するとともに、継続的に年に少なくとも1度研修を実施している。
- ・警察や弁護士などの外部専門機関との緊密な提携関係を構築している。

なお、反社会的勢力への対応の状況については、組織ごとにその遵守状況を把握し、管理しています。

## **V** その他

### 1. 買収防衛に関する事項

なし

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特になし

<内部統制システムの概要を含むコーポレートガバナンス体制についての模式図>

